

住宅生産者・不動産業者の皆さまへ

- 古くなると重大な事故を起こすおそれがある**特定保守製品**(下記の品目)について、「**長期使用製品安全点検制度**」が平成21年4月1日から始まります。(消費生活用製品安全法の改正)

住宅生産者・不動産業者には、特定保守製品を設置した住宅を販売する際に、2つの**義務・責務**。

- 購入者に対し、所有者票に記載されている**法定事項**(裏面参照)の**説明の義務**があります。
- ユーザー登録(**所有者票の投函**)への**協力の責務**があります。

義務・責務の対象となる製品は平成21年4月1日以降に製造・輸入されたもので、製品の見やすいところに「特定保守製品」と表示されています。

新築住宅だけでなく既存住宅のリフォームであっても、製品が平成21年4月1日以降に製造・輸入されたものであれば、義務・責務が生じます。

製品に「特定保守製品」の表示が無いなど、対象製品かどうか分からない場合は、義務・責務はありません。

製品に「特定保守製品」と表示されています。

特定保守製品

1. 特定製造事業者等名
株式会社ABC
県 市 町**
2. 製造年月 20XX年XX月
3. 製造番号 XXXX-XXXXX
4. 設計標準使用期間 年
5. 点検期間
20XX年XX月～20XX年XX月
6. 問合せ連絡先
株式会社ABC お客様相談センター
0120-XX-XXXX

特定保守製品



表面

郵便はがき

料金を取入札

X X X X X X X X

(受取人)

X X 局私書籍 X X 号

株式会社 A B C

お客様カード登録係 行

特定製造事業者等名

製品名 XX-XXXXXX

2. 特定製造事業者等名 株式会社ABC

3. 製造年月 20XX年XX月

4. 製造番号 XXXX-XXXXXXX

5. 設計標準使用期間 △△年

6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月

販売事業者(特定製造製品取引事業者)記入欄

販売事業者:

説明年月日: 20XX年XX月XX日

お客様へ(法定説明事項)

ご購入になりました製品は、平成21年4月1日施行の消費生活用製品安全法(消安法)で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消安法上、次のことが求められています。

- この製品は、経年劣化により危害を及ぼす恐れがあるため、この製品の所有者は、点検期間に点検を行う(有償の法定点検)などの保守を行うことが求められています。
- この製品の所有者は、この所有者票を送付することなどにより、この製品の製造・輸入事業者から所有者登録を行うことが求められています。
- この製品の所有者は、所有者登録の特性に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の到来の時期に、法定点検の通知を受けることになります。
- この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登録が求められます。表面の所有者登録の連絡先又は製品に表示の連絡先に速やかに連絡をお願いします。
- 所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票を回収し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を返送するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者へ所有者情報を送付することについて協力することになります。

販売事業者(特定製造製品取引事業者)記入欄

販売事業者:

説明年月日: 20XX年XX月XX日

所有者票のイメージ

この所有者票は、製品毎に同梱されています。製品毎に、説明し記入してもらって、返送してください。

法定説明事項

所有者票には、製品に表示されている「設計標準使用期間」などが記載されています。

裏面

所有者登録の方法

所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかよりご登録下さい。

- 所有者票(返信はがき)での登録
所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信して下さい。
- インターネット、携帯電話、電話からご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。
- インターネットでの登録(各社任意事項)
http://www.abc.co.jp/user/へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。
- 携帯電話での登録(各社任意事項)
右のQRコードもしくはhttp://www.abc.co.jp/user/で携帯サイトにアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。
- 電話での登録(各社任意事項)
株式会社ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。受付時間は平日9:00～17:00です。

所有者登録頂いた情報は消安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策の取扱いに管理し、法定点検、リコール等製品安全に際するお知らせをする場合以外には使用致しません。

所有者登録情報の変更又は法定点検についてのお問合せは、下記連絡先又は表面の点検連絡先までご連絡下さい。ホームページでは法定点検に関するご案内をしております。
株式会社ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXX

1. 製品名 XX-XXXXXX

2. 特定製造事業者等名 株式会社ABC

3. 製造年月 20XX年XX月

4. 製造番号 XXXX-XXXXXXX

5. 設計標準使用期間 △△年

6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月

7. 問合せ連絡先 株式会社ABC お客様相談センター 0120-XX-XXXX

お客様記入欄

- ※住所は消安法で定められる記入必須項目です。
- ※物件管理会社へ法定点検通知を送付する場合はのみに記入して下さい。
- ※お客様記入欄には個人情報保護シートを貼付してご返信下さい。

特定保守製品所有者情報

※法定点検通知等通知方法

※製品の所在場所

物件管理会社情報

法人名称

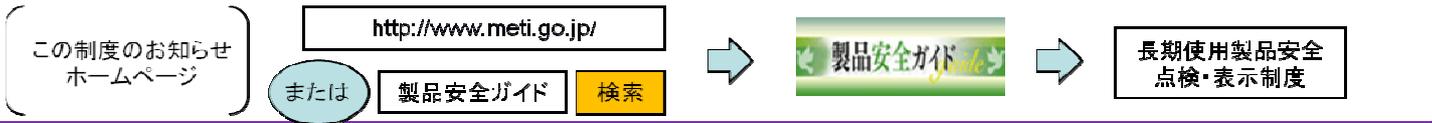
所在地

建物名称

表面(お客様控え所有者票)の「お客様へ(法定説明事項)」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか? □にチェックを入れて下さい。

□はい □いいえ

購入者に記入してもらい、所有者票を回収して投函



- 【この制度の問い合わせ先】経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせください。
- | | | | |
|----------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 経済産業省 製品安全課 | 03-3501-4707(直) | 近畿経済産業局 製品安全室 | 06-6966-6098(直) |
| 北海道経済産業局 製品安全室 | 011-709-1792(直) | 中国経済産業局 製品安全室 | 082-224-5671(直) |
| 東北経済産業局 製品安全室 | 022-221-4918(直) | 四国経済産業局 製品安全室 | 087-811-8526(直) |
| 関東経済産業局 製品安全室 | 048-600-0409(直) | 九州経済産業局 製品安全室 | 092-482-5523(直) |
| 中部経済産業局 製品安全室 | 052-951-0576(直) | 内閣府沖縄総合事務局 商務通商課 | 098-866-1731(直) |